

平成25年10月15日
水管理・国土保全局 防災課

平成25年8月22日から8月26日まで、8月29日から9月17日までの間の豪雨及び暴風雨による災害復旧事業の査定の簡素化について（お知らせ）

平成25年8月22日から8月26日まで、8月29日から9月17日までの間の豪雨等による被災地域の早期復旧を支援するため、災害復旧の迅速化に向け、次のとおり自治体の災害復旧事業の査定を簡素化することといたしましたのでお知らせします。

①総合単価使用限度額の拡大

積上げ積算をしなくてもよい限度額を拡大

【平成25年8月22日から8月26日までの豪雨】

■島根県、山口県：1千万円未満（通常）→5千万円未満

■新潟県：1千万円未満（通常）→2千万円未満

【平成25年8月29日から9月17日までの豪雨】

■福島県、島根県、山口県：1千万円未満（通常）→5千万円未満

■青森県、岩手県、秋田県、新潟県、福井県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市：1千万円未満（通常）→2千万円未満

②机上査定額の拡大

実地によらずに査定ができる限度額を拡大

【平成25年8月22日から8月26日までの豪雨】

■新潟県、島根県、山口県：3百万円未満（通常）→1千万円未満

【平成25年8月29日から9月17日までの豪雨】

■青森県、岩手県、秋田県、福島県、新潟県、福井県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、山口県、京都市：

3百万円未満（通常）→1千万円未満

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局

防災課 課長補佐 向井 正大（内線35752）

電話 代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8458

FAX 03-5253-1607